

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成29年2月2日(2017.2.2)

【公開番号】特開2015-122608(P2015-122608A)

【公開日】平成27年7月2日(2015.7.2)

【年通号数】公開・登録公報2015-042

【出願番号】特願2013-265011(P2013-265011)

【国際特許分類】

H 03B 5/32 (2006.01)

H 01L 23/04 (2006.01)

【F I】

H 03B 5/32 H

H 03B 5/32 A

H 01L 23/04 E

【手続補正書】

【提出日】平成28年12月12日(2016.12.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

容器と、

前記容器に収容された発熱体と、

前記容器から突出する突出部を有する第1支持体と、

前記容器から突出する、前記第1支持体の前記突出部よりも短い突出部を有する第2支持体と、

を含む、

電子部品。

【請求項2】

さらに、前記第2支持体の前記突出部よりも長く、かつ、前記第1支持体の前記突出部よりも短い突起部を含む、

請求項1に記載の電子部品。

【請求項3】

前記容器はベースを含み、

前記第1支持体および前記第2支持体は、前記ベースを貫通している、

請求項1又は2に記載の電子部品。

【請求項4】

さらに、前記容器に収容された回路部品を含み、

前記第1支持体は、前記回路部品と電気的に接続されている、

請求項1乃至3のいずれか一項に記載の電子部品。

【請求項5】

前記第2支持体は、前記回路部品と電気的に接続されている、

請求項4に記載の電子部品。

【請求項6】

前記第2支持体は、調整または検査用のリード端子である、

請求項1乃至5のいずれか一項に記載の電子部品。

【請求項 7】

さらに、前記容器に収容された配線基板を含み、
前記第2支持体は、前記配線基板と電気的に接続されている、
請求項1乃至6のいずれか一項に記載の電子部品。

【請求項 8】

前記発熱体は前記配線基板に配置されている、
請求項7に記載の電子部品。

【請求項 9】

前記第1支持体は、前記配線基板と電気的に接続されている、
請求項7又は8に記載の電子部品。

【請求項 10】

前記第2支持体の太さは、前記第1支持体の太さよりも細い、
請求項1乃至9のいずれか一項に記載の電子部品。

【請求項 11】

前記第2支持体の前記突出部は、支持部と、前記支持部よりも細い端部と、を含む、
請求項1乃至10のいずれか一項に記載の電子部品。

【請求項 12】

前記第1支持体および前記第2支持体は、絶縁部材を介して前記容器に接続されている
、
請求項1乃至11のいずれか一項に記載の電子部品。

【請求項 13】

前記回路部品は、発振用回路と振動素子とを含む、
請求項4又は5に記載の電子部品。

【請求項 14】

さらに、前記発振用回路、前記振動素子および前記発熱体を収容する第2容器を含む、
請求項13に記載の電子部品。

【請求項 15】

容器と、
前記容器に収容された発熱体と、
前記容器から突出する突出部を有する第1支持体と、
前記容器から突出する、前記第1支持体の前記突出部よりも短い突出部を有する第2支
持体と、
を含む、電子部品と、
前記第1支持体と接続され、かつ、前記第2支持体と離間した搭載基板と、
を含む、
電子機器。

【請求項 16】

容器と、
前記容器に収容された発熱体と、
前記容器から突出する突出部を有する第1支持体と、
前記容器から突出する、前記第1支持体の前記突出部よりも短い突出部を有する第2支
持体と、
を含む電子部品を含む、
移動体。